

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査 評価委員会の所掌事務について

(平成30年12月19日 評価委員会資料)

1 これまでの経過

- 平成30年7月11日に開催した第27回評価委員会で、焼却施設の撤去に向けた行政代執行について「報告事項」として状況説明を行った。
- その際、「焼却施設の撤去もこの評価委員会での審議事項にするべきでは？」との問題提起がなされたため、今回の評価委員会にて議論することとなったもの。

2 評価委員会条例における設置目的と県の考え方

(1) 評価委員会の設置目的

【評価委員会条例 一部抜粋】

(設置)

第1条 知事の諮問に応じ、**最終処分場の周辺地域の生活環境に及ぼす影響に関する調査の方法** 及び **その調査結果の評価** に関し調査審議するため、評価委員会を置く。

- 条例上、評価委員会の設置目的は、下記の2点について調査審議することとなっている。
 - ① 処分場の周辺地域の生活環境に及ぼす影響に関する調査(=モニタリング)の方法
 - ② 調査結果の評価
- これまで評価委員会では、①「モニタリング方法(計画)」と②「モニタリング結果の評価」を審議の上、諮問に対する答申を行っていただいていた。
- 県では、この答申内容を踏まえて、モニタリング方法や支障除去事業の実施(第2段階の浸出水拡散防止対策の実施判断も含む。)を判断している。

(2) 焼却施設への評価委員会の関与に対する県の考え方

- 焼却施設については、以前から撤去要望が出され周辺住民の関心が高かったことから、県としても対処することとし、老朽化等調査の結果を本年1月の評価委員会で報告した経緯がある。
- 本年7月に開催した前回の評価委員会では、同様の考えで、焼却施設に関する措置命令の発出と今後の予定などを報告したものである。
- 焼却施設に関して評価委員会がどのように関与すべきかとの問題提起がなされたが、県としては(1)の考え方によることとしたい。
- 「焼却施設」については、今後も最新の状況等を評価委員会に報告しながら解体工事を進めていくこととしたい。

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会条例

平成 19 年 7 月 11 日

宮城県条例第 66 号

(設置)

第 1 条 知事の諮問に応じ、村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場の周辺地域の生活環境に及ぼす影響に関する調査の方法及びその調査結果の評価に関し調査審議するため、村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織等)

第 2 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、生活環境影響調査に関し優れた識見を有する者、村田町の職員及び地域住民の意見を代表する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 28 年宮城県条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場 生活環境影響調査評価委員会	出席 1 回につき 11,600 円	6 級
-------------------------------------	--------------------	-----

(この条例の失効)

3 この条例は、村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場が廃止され、その旨が告示された日に、その効力を失う。